

「情報銀行」制度について

一般社団法人 日本IT団体連盟

2017/4/27



1. 現状の課題

「データ立国」実現に向けて、データは戦うための貴重な「資源」だが・・・

✓ 「データ」が海外へ流出のおそれ

ex.パブリッククラウドは海外勢独占（AWS、Azure、Google）

✓ 個人情報・データ利活用への「過剰な不安」「なんとなくの不安」

ex.Suicaデータ販売中止

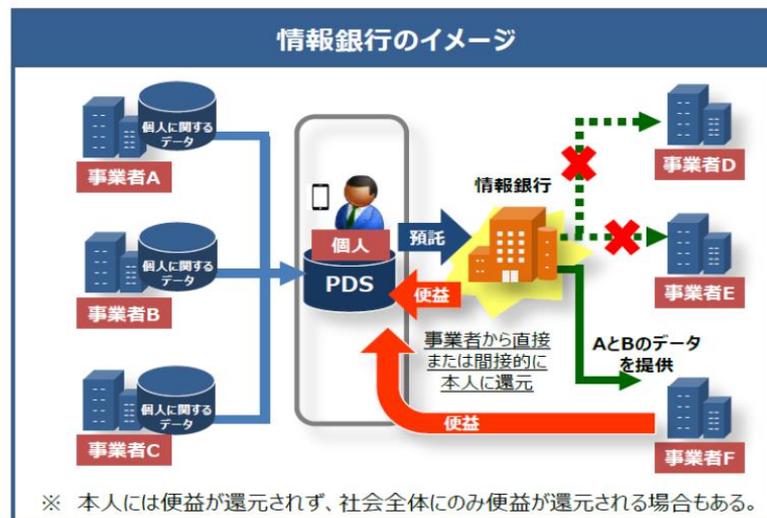


「データ」利活用し続けることによるメリット・便益の明確化

「データを集積・活用」しやすい国内環境の整備→「情報銀行」

2. 情報銀行の枠組みの方向性

情報銀行（情報利用信用銀行）とは、個人とのデータ活用に関する契約等に基づき、PDS等のシステムを活用して個人のデータを管理するとともに、個人の指示又は予め指定した条件に基づき個人に代わり妥当性を判断の上、データを第三者（他の事業者）に提供する事業。



第二回データ流通環境整備検討会（平成29年3月15日）

「AI、IoT時代におけるデータ活用ワーキンググループ中間とりまとめの概要」より抜粋。

- 「情報銀行」が**個人の合理的利益に結びつく範囲内**であれば、データ利活用を可能とすべき。
- データ売買により得られる収益を個人に還元する仕組みを明示すべき。
- 「情報銀行」が個人に代位して第三者提供の同意をできるものとすべき。
- 情報銀行に認定を受けた場合、既存保有の個人情報も情報銀行として信託的保管の依頼を受けたものとみなすことができるようにすべき。

3. 情報銀行のあり方

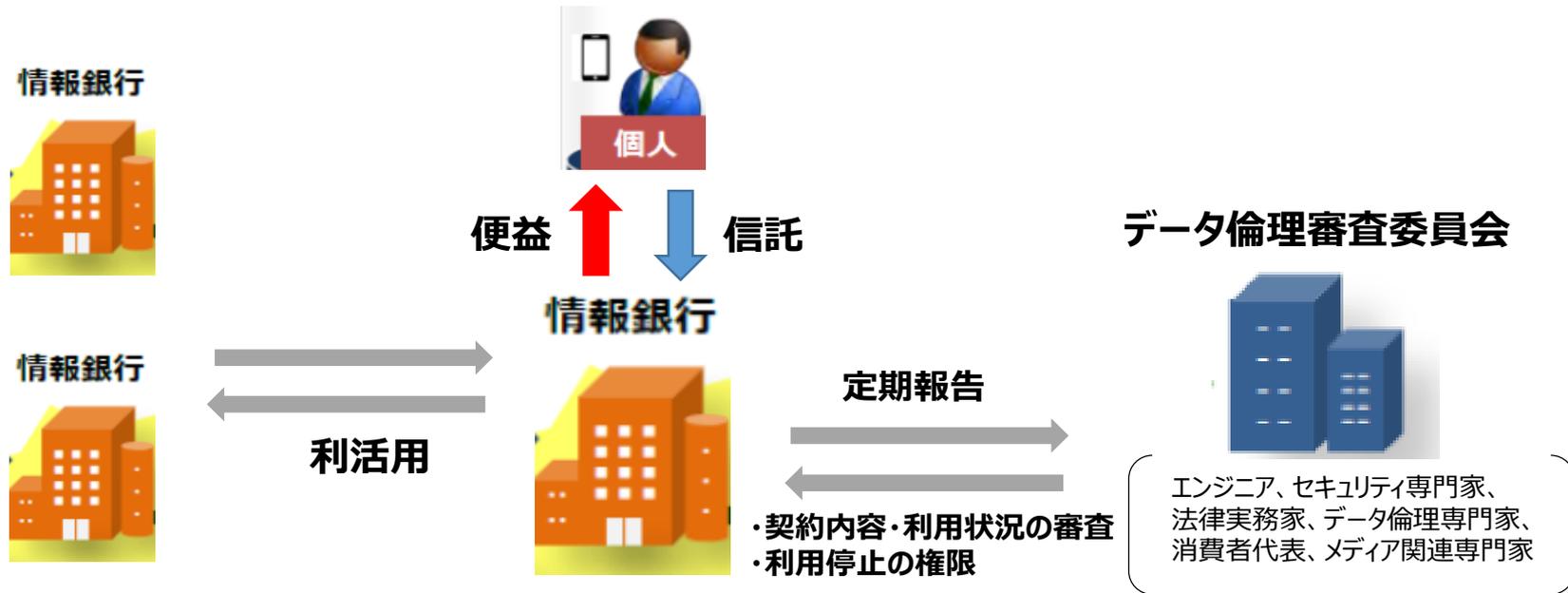
「データ」を新たに利用者（個人）から預託されて情報銀行になる場合、

- ✓ 利用者自身が保有しているデータ量は少ない
- ✓ データ形式・フォーマットが統一されていないため、大量に収集困難
- ✓ 個人は、自ら保有するデータ提供を求めるのは、どのようなデータをどの程度保有しているのか、理解できる水準を超えており、個人がどの事業者にも、どのデータを預託するか判断は困難。



- **自ら何らかのサービスを提供していて、既に大量のデータを保有している事業者が「情報銀行」になるケースを想定すべき。**
- **「情報銀行」同士のデータのやり取り・流通促進も重要。**

4. 情報銀行の要件（案）



<要件>

- ① 経営的安定性の担保
- ② 個人情報取り扱いの知識・経験があり社会的信用がある
- ③ データセンター・セキュリティ体制の保有、セキュリティ対策の実施、セキュリティ対策団体への参加

<ガバナンス体制>

- ① 企業理念・定款で「データは利用者がその成果を享受・利用者の豊かな生活実現のために活用」を約束、ガバナンス体制の構築
- ② 「データ倫理審査委員会」の設置（社内外委員）

5. 事業運営ルールについて（案）

個人情報の取り扱い

- 情報銀行に認定を受けた場合、既存保有の個人情報も情報銀行として信託的保管の依頼を受けたものとみなす
- 個人情報の取得方法、利用目的、安全対策等の定型約款の作成、利用者との契約条項とする
- 情報漏洩損害賠償請求：実際に発生した損害額に限定した責任
一定のセキュリティ対策を講じていた場合は過失がない旨の推定

データの提供について

- 情報銀行が保有している個人情報について、他の情報銀行や事業者からの求めに応じて必ず提供する義務を設けられないこと
- 提供ルールを定め、相当程度信頼があり、データ利活用・還元が可能な事業者へ提供すること
- 決済に必要な情報は、個人の明確な同意がなければ第三者提供してはならない
- 要配慮個人情報は、要配慮個人情報の預託を受けている情報銀行間同士では相互提供が可能。それ以外の第三者には個人の明確な同意がなければ第三者提供してはならない
(個人情報保護法第76条の枠組みは維持)

裁判管轄

準拠法：日本法、第一審専属裁判管轄：東京地方裁判所または東京簡易裁判所